

第7節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）」に基づき、特定工場では、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設の設置状況（種類、規模等）により、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びそれらの代理人を選任し、公害防止体制の整備を図らなければならないことになっています。

本県における平成15年3月31日現在の公害防止管理者等の選任状況は表110のとおりで、公害防止管理者等を選任すべき特定工場における選任割合は86%となっています。

公害防止管理者等を選任していない特定工場は、引き続き選任に向けての指導を強化することとしています。

なお、この法律に基づく特定工場と特定工場において選任すべき公害防止管理者の区分は資料8のとおりで、公害防止管理者等の国家試験や資格認定講習は、それぞれ年1回実施されています。

表110 公害防止管理者等の選任状況

区分	公 害 防 止 管 理 者													
	大 気 関 係				水 質 関 係				騒 音	一 般 粉 じ ん	特 定 粉 じ ん	振 動	ダ イ オ キ シ ン 類	合 計
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種						
管 理 者 数	4	4	17	49	3	31	3	11	5	57	0	2	1	187
代 理 者 数	3	3	13	42	3	20	3	10	5	39	0	2	1	144
選任特定工場数	161				公 害 防 止 統 括 者 数				101		公 害 防 止 主 任 管 理 者 数			4
特 定 工 場 数	188				同 代 理 者 数				91		同 代 理 者 数			4